

令和8年度

# 総 会



うみきずな

宇美小学校区コミュニティ運営協議会

日時 令和8年4月23日（木）午後7時

会場 うみハピネス多目的ホール

宇美小学校区コミュニティ運営協議会

# 総会次第

1 開会のことば

2 会長あいさつ

3 来賓あいさつ

4 議長及び議事録署名人選出

5 議 事

第1号議案 令和7年度事業報告（案）

第2号議案 令和7年度決算書、監査報告（案）

第3号議案 令和8年度役員（案）

第4号議案 令和8年度事業計画（案）

第5号議案 令和8年度予算書（案）

第6号議案 その他

6 議長及び議事録署名人退任

7 閉会のことば

## 第1号議案

### 令和7年度 宇美小学校区コミュニティ運営協議会 事業報告 (案)

#### 1. 執行部会 (全分野)

- ① 部会活動等の挨拶やお願い
- ② コミュニティ・自治会保険の推進
- ③ 『スクラム防災』会議への参加
- ④ 7月24日(木) 地域教育会議…講演会 講師：城下邦芳さん  
内容：災害対応における地域と学校、行政の在り方
- ⑤ 11月30日(日) 第4回校区対抗グラウンドゴルフ大会(4チーム参加)

#### 2. 文化部会 (地域ふれあい分野)

- ① 令和8年1月18日(日) 第9回文化講演会 (宇美町中央公民館)・・・101名参加  
テーマ：「命」の大切さ  
講師：徳永玲子さん

#### 3. 防犯部会 (防犯分野)

- ① 青色防犯パトロール実施 (毎月、第2・第4火曜日)
- ② あいさつ見守り活動実施
- ③ 防犯腕章作成

#### 4. 広報部会 (全分野)

- ① 10月1日広報誌「うみきずな」20号発行  
<平井晴彦会長挨拶、各部会だより等>
- ② 3月1日広報誌「うみきずな」21号発行  
<会長挨拶、各部会の「取組の反省」と「次年度の方向性」、行事の報告>

#### 5. 体育部会 (地域ふれあい分野)

- ① 9月28日(日) 第9回宇美小学校区コミュニティグラウンドゴルフ大会  
(宇美中学校運動場)・・・約110名参加
- ② 11月30日(日) 第4回5校区コミュニティグラウンドゴルフ大会に4チーム選出
- ③ 体育部会4回開催

## 6. 健康福祉部会（健康福祉分野）

○四王寺の森：ワンヘルス体験コース

- ① 10月19日（日）第1回健康ウォーキング（2キロコース）・・・30名参加
- ② 3月21日（土）第2回健康ウォーキング（3キロコース）・・・35名参加

## 7. 自主防災部会（防災分野）

- ① 自主防災部会：1回／月
- ② 12月7日（日）避難訓練実施（479名参加）
  - ◆各自治会で消火訓練等の活動を行った
- ③ 『スクラム防災』会議への参加
- ④ 防災備品について

## 8. 青少年育成・環境部会（青少年健全育成・環境分野）

- ① 緑道壁面の取り組み
  - i ネクスコ西日本との協議
  - ii 宇美小児童への原画のお願い
  - iii 須恵高校生徒への壁画のお願い
  - iv 業者・須恵高校との打ち合わせ

## 令和7年度決算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

## 歳入の部

(単位:円)

項目	令和7年度予算	令和7年度決算	増減額	摘要
繰越金	437,890	437,890	0	
交付金	13,000,000	12,968,960	-31,040	自治会費・自治会長手当等
預金利息	480	419	-61	
補助金	200,000	0	-200,000	共働事業、介護予防支援事業
雑収入	0	0	0	
歳入合計	13,638,370	13,407,269	-231,101	

## 歳出の部

項目	令和7年度予算	令和7年度決算	増減額	摘要
自治会補助金	8,463,000	8,476,160	13,160	14自治会
自治会長手当	2,510,000	2,510,400	400	14人自治会長
銀行手数料	26,000	25,490	-510	振込手数料
校区C役員手当	1,200,000	1,155,000	-45,000	34名
小計	12,199,000	12,167,050	-31,950	
執行部	240,000	225,440	-14,560	事務品、トナーインク、Wi-Fi料金等
文化部会	80,000	101,731	21,731	文化講演会
体育部会	100,000	96,086	-3,914	GG大会消耗品等、景品等、
広報部会	200,000	186,892	-13,108	広報誌発行、カメラ
防犯部会	40,000	36,110	-3,890	帽子、腕章
健康福祉部会	50,000	18,951	-31,049	健康ウォーキング、救急箱
健康福祉部会	200,000	0	-200,000	介護予防支援事業0円
自主防災部会	30,000	23,144	-6,856	コピー代、打ち合わせ代
青少年育成・環境部会 " 共働事業	150,000	0	-150,000	
地域教育会議	20,000	0	-20,000	2025 7月会議実施
代表者会議		40,000	40,000	コミュ代表者会議、懇親会
支出合計	13,389,000	12,895,404	-493,596	
繰越金	249,370	511,865	262,495	
歳出合計	13,638,370	13,407,269	-231,101	

歳入合計 13,407,269円

支出合計 12,895,404円

翌年度繰越 511,865円

(福銀残高9,536円+粕屋農協残高348,473円+現金預かり153,856円=残高計511,865円)

上記の通り報告いたします。

令和8年4月23日

宇美小学校区コミュニティ運営協議会 会長 平井晴彦  
 会計 中山俊汰


## 令和7年度宇美小学校区コミュニティ運営協議会

## 監査報告書

令和7年度、収支決算の内容について、関係諸帳票類並びに  
預金通帳・現金を確認した結果、決算報告書の通り相違なく、  
正確で適正なものと認めます。

監査日 令和8年4月19日

監事 吉原 秀信  印

監事 小川カツ子  印

部会	役職	氏名	自治会名	備考
執行部	会長	平井 晴彦	上宇美二	
	副会長	岩崎 治弘	辻荒木	
	会計	中山 俊汰	貴船	
	事務局長	塚本 博和	炭焼二	自治会長
	監事	小河カツ子	炭焼二	
	監事	吉原 秀信	上河原	
	校区自治会長会代表	塚本 博和	炭焼二	
文化部会	部会長	中山 伸介	貴船	自治会長
	委員	高水 伸一	上河原	
	委員	渋田 義弘	馬場	
	委員	高場 康一	馬場	
防犯部会	部会長	吉木 道德	上宇美本通り	自治会長
	委員	長澤 善明	馬場	自治会長
	委員	岩崎 靖裕	上宇美一	
	委員	古家 廣敏	辻荒木	
	委員	村山八重子	上河原	
広報部会	部会長	安河内文彦	上河原	自治会長
	委員	田村 義次	辻荒木	
	委員	小林 庸助	辻荒木	自治会長
体育部会	部会長	浜田 俊彦	下宇美	自治会長
	委員	日田 健策	下宇美	
	委員	安川 和久	炭焼二	
	委員	中島 弘美	上宇美二	
健康福祉部会	部会長	鮫島かおる	炭焼一	自治会長
	委員	今村 一番	大谷	自治会長
	委員	田中 博文	四王寺	自治会長
自主防災部会	部会長	福田 均	貴船	
	委員	山元 洋一	上宇美一	自治会長
	委員	田中 雄治	炭焼四	
	委員	古川 義治	上宇美本通り	
青少年育成 ・環境部会	部会長	福山 栄二	上宇美二	自治会長
	委員	榊 佳幸	下宇美	
	委員	野村 龍男	炭焼四	自治会長
	委員	藤木 節夫	末広	自治会長
顧問		河島 一行	馬場	

## 第4号議案

### 令和8年度 宇美小学校区コミュニティ運営協議会事業計画（案）

#### 1. 執行部会（全分野）

○コミュニティ・各自治会との連携推進、町内5校区の連携推進

- ① コミュニティ・自治会保険への加入・契約（継続）
- ② 11月29日（日）第5回校区対抗グラウンドゴルフ大会（宇美小校区担当）
- ③ 7月23日（木）地域教育会議の実施
- ④ 5校区コミュニティ代表者会議の推進

#### 2. 文化部会（地域ふれあい分野）

○文化活動を通して、地域ふれあいに寄与する。

- ① 令和9年1月頃を目標に、文化講演会を検討する。
- ② 募集方法の検討。

#### 3. 防犯部会（防犯分野）

○安心安全な街づくりに寄与していく。

- ① 青色防犯パトロールの強化（防犯腕章を付けての実施）
  - ・毎月・夜間＝1回（20：00）
  - ・毎月・昼間＝1回（15：00）
- ② あいさつ見守り活動
- ③ 防犯計画の実施
- ④ 防犯ジャンパー購入計画

#### 4. 広報部会（全分野）

○宇美小学校区コミュニティ、自治会の内外に向けて、読みやすい内容づくりを検討する。

- ① 7月1日 広報誌「うみきずな」22号発行
  - ・会長挨拶、部会活動目標 など
- ② 12月1日 広報誌「うみきずな」23号発行予定
  - ・会長挨拶、行事の報告 など
- ③ 3月1日 広報誌「うみきずな」24号発行予定
  - ・会長挨拶、部会活動報告 など

## 5. 体育部会（地域ふれあい分野）

○地域ふれあいの推進に寄与できるようなグラウンドゴルフ大会をめざす。

- ① 9月26日（土）第10回宇美小コミュニティグラウンドゴルフ大会の実施予定（宇美中学校）
- ② 11月29日（日）第5回宇美町5校区コミュニティ対抗グラウンドゴルフ大会の実施予定（宇美中学校）
- ③ 体育部会開催予定

## 6. 健康福祉部会（健康福祉分野）

○健康福祉に向けて、健康ウォーキングの実施（四王寺の森ワンヘルス体験コース）

- ① 10月25日（日）第1回健康ウォーキングの実施予定
- ② 3月21日（日）第2回健康ウォーキングの実施予定
- ③ 内容を検討する
- ④ 募集方法を検討する

## 7. 自主防災部会（防災分野）

○5校区コミュ『防災フェア』実行委員会議に参加し、推進する。

- ① 5月23日（土）防災担当者研修会実施予定（ハピネス）
- ② 11月8日（日）宇美南町民センター・・・5校區別ブース設置
- ③ 12月6日 宇美小コミュ避難訓練
- ④ 宇美小コミュ自主防災会議の取り組み
- ⑤ 防災士の会に参加し、防災を推進する

## 8. 青少年育成・環境部会（青少年健全育成・環境分野）

○壁画の取り組みを通して、青少年の健全育成や環境を考えていく。

- ① 緑道壁画の取り組み打合せ
- ② 壁画原画のお願い
- ③ 須恵高校生徒への壁画のお願い
- ④ 壁画の実施予定
- ⑤ 10月17日（土）スタープロジェクトの実施予定  
（宇美中学校）か（宇美小学校）

## 令和8年度 予算書 (案)

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

## 歳入の部

(単位:円)

項目	令和7年度予算	令和8年度予算
繰越金	437,890	511,865
交付金	13,000,000	14,000,000
預金利息	480	480
補助金	200,000	0
合計	13,638,370	14,512,345

## 歳出の部

項目	令和7年度予算	令和8年度予算
自治会補助金	8,463,000	9,120,000
自治会長手当	2,510,000	2,510,000
銀行手数料	26,000	26,000
校区C役員手当	1,200,000	1,200,000
小計	12,199,000	12,856,000
執行部	240,000	450,000
文化部会	80,000	150,000
体育部会	100,000	100,000
広報部会	200,000	140,000
防犯部会	40,000	70,000
健康福祉部会	50,000	50,000
健康福祉部会 介護予防	200,000	0
自主防災部会	30,000	150,000
青少年育成・環境部会	150,000	300,000
地域教育会議	20,000	20,000
小計	1,190,000	1,430,000
予備費	249,370	226,345
合計	13,638,370	14,512,345

上記の通り、提案いたします。

令和8年4月23日

宇美小学校区コミュニティ運営協議会 会長 平井晴彦

会計 中山俊汰

## 宇美小学校区コミュニティ運営協議会 支給備品・購入備品台帳

## 支給備品

令和7年4月1日現在

備品名	数量	メーカー／型式	保管場所	備考
スチールロッカー	1	内田洋行 JOIFA307	事務所	キー(3ヶ)
パソコン(黒)	1	インテル CORE17 7thGen	事務所	ロッカー内
プロジェクター	1	エプソン EB-S31	事務所	ロッカー内
印刷機・コピー(A4)	1	ブラザー MFC-L9550CWD	事務所	
シュレッダー	1	マイクロ M05M	事務所	
パウチラミネーター	1	フュージョン 2000L A3	事務所	ロッカー内
ラベル印刷機	1	カシオ KL-G2	事務所	ロッカー内
ラベル印刷機	1	テブラ SR670	事務所	ロッカー内

## 購入事務備品等

令和7年4月1日現在

備品名	数量	メーカー／型式	保管場所	備考
* パソコン(白)	1	インテル COREi5	事務所	ロッカー内
プリンターPC(A3)	1	キャノン IX6830	事務所	

\* パソコン(白)は、町WIFI設置補助対象備品

## 購入備品

令和7年4月1日現在

備品名	数量	メーカー・型式 (購入先)	購入月日	保管場所 (事務所:ハピネス)	備考
卓上コンロ	3	KK シリンダー・サービス	R1年12月	事務所	
ミズヤ	1	中古センター	R2年12月	事務所	
冷蔵庫	1	Ys-YAMADA Select (ヤマダ電機)	R2年12月	事務所	
アルミリヤカー	1	東栄 B-5595(グッディ)	R3年4月	宇美地区(辻荒木) 貴船地区(炭焼二)	自治会
テント一式	1	天幕・鉄柱 (工藤スポーツ)	R3年4月	アフタケア公園	
屋外倉庫	1	ストックマン ND-1812D (工藤スポーツ)	R3年4月	アフタケア公園 鍵(河島、塚本)	倉庫鍵
刈払機	2	畝刈トリマー(コメリ)	R3年4月	アフタケア倉庫内	
ハンドマイク	2	OHM(ナフコ)	R1年11月	事務所	
非接触型体温計	5	ドリテック700	R2年11月	事務所	ロッカー内
非接触型体温計	1	HX-YL001	R2年11月	事務所	ロッカー内
G.G クラブ (セット)	1	クラブ6本、ボール6色 バッグ(工藤スポーツ)	R3年5月	アフタケア倉庫内	
G.G ホールセット	1	ホール、マット、旗 (工藤スポーツ)	R3年5月	アフタケア倉庫内	
コーヒーメーカー	1	EC-KT50(象印)	R2年11 月	事務所	
ケトル	1	電気ケトル(タイガー)	R3年4月	事務所	

## \* その他

- のぼり(旗、ポール)
- 体育部会備品・・・GG 関係(クリアケース2個)
- 防犯部会備品・・・パトロール関係(クリアケース1個)
- 青少年育成・地域ふれあい部会・・・縁日等(水槽等)

## 屋外倉庫(防災用備品)

令和7年4月1日現在

備品名	数量	メーカー/型式	購入年	保管場所	備考
屋外倉庫1	1	イナバ FS-3022S	R4年	炭焼二自治会公民館 裏庭	
発電機	1	パワーテック PG1700i	R4年	炭焼二自治会公民館 裏庭	
台車	1	ナフコ NA-100 LB	R4年	炭焼二自治会公民館 裏庭	
携行缶	1	エマーソン EM-262NF	R4年	炭焼二自治会公民館 裏庭	
投光器	2	アイリス C-2000N	R4年	炭焼二自治会公民館 裏庭	
延長コード	1	ナフコ SS-20D	R4年	炭焼二自治会公民館 裏庭	
リヤカー	1	ハラックス HC-906	R3年	炭焼二自治会公民館 裏庭	
テント一式	1	エスエスケイ EKA814	R5年	炭焼二自治会公民館 裏庭	
四方幕一式	1	エスエスケイ EKA868	R5年	炭焼二自治会公民館 裏庭	
屋外倉庫2	1	イナバ FORTA IB	R4年	辻荒木自治会地区 薬師堂横	
発電機	1	パワーテック PG1700i	R4年	辻荒木自治会地区 薬師堂横	
台車	1	イナバ NA-100 OD	R4年	辻荒木自治会地区 薬師堂横	
携行缶	1	エマーソン VI-20	R4年	辻荒木自治会地区 薬師堂横	
投光器	2	アイリス C-2000N	R4年	辻荒木自治会地区 薬師堂横	
延長コード	1	ナフコ SS-20D	R5年	辻荒木自治会地区 薬師堂横	
リヤカー	1	ハラックス HC-906	R4年	辻荒木自治会地区 薬師堂横	
テント一式	1	エスエスケイ EKA814	R5年	辻荒木自治会地区 薬師堂横	
四方幕一式	1	エスエスケイ EKA868	R5年	辻荒木自治会地区 薬師堂横	





宇美町地域コミュニティ推進条例をここに公布する。

平成 28 年 9 月 12 日

宇美町長 水原 浩

宇美町条例第 23 号

宇美町地域コミュニティ推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、宇美町(以下「町」という。)における地域コミュニティの推進に関し、基本理念を定め、町の責務及び町民等の役割を明らかにするとともに、町が行う基本的な施策を定めることにより、地域コミュニティを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域コミュニティ 町民が生活している場所において行う活動を通じて交流することを基礎とする地域社会をいう。
- (2) 自治会 町長が定める一の区域に居住する町民によって構成された自治組織で、町長が認めたものをいう。
- (3) 小学校区コミュニティ運営協議会 宇美町教育委員会が定める宇美町立小学校の通学区域(以下「小学校区」という。)内に存する自治会その他の団体の連携による自治組織で、町長が認めたものをいう。

(基本理念)

第 3 条 地域コミュニティの推進は、町民がまちづくりの主役であることに鑑み、町民一人一人が尊重されるとともに、町民が主体的かつ積極的に取り組むことにより行われるものとする。

2 地域コミュニティの推進は、町民と町が対等な関係で相互に役割を理解し、共働して行われるものとする。

(町の責務)

第 4 条 町は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、町における地域コミュニティの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 町は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、町民の意見を尊重し、町民が主体的かつ積極的に取り組むことができるよう配慮しなければならない。(町民の役割)

第 5 条 町民は、基本理念、この条例、地域への関心を高め、町民同士がお互いを尊重し、支援するよう努めるとともに、地域の課題の解決に向けた取組に主体的かつ積極的に参画するよう努めるものとする。

(自治会の役割)

第 6 条 自治会は、地域コミュニティを形成する基礎的な組織であることに鑑み、基本理念にのっとり、区域内の町民の福祉の向上のため、地域の課題の解決に努めるものとする。

2 自治会は、町が実施する地域コミュニティの推進に係る施策に関し、町及び小学校区コミュニティ運営協議会と共働して実施するよう努めるものとする。

3 自治会は、地域コミュニティの活性化のため、その活動において区域内の町民を参画させるよう努めるものとする。

(小学校区コミュニティ運営協議会の役割)

第 7 条 小学校区コミュニティ運営協議会は、地域コミュニティの推進の担い手であることに鑑み、小学校区の町民の福祉の向上のため、自治会を超えて広域的な課題の解決に努めるものとする。

2 小学校区コミュニティ運営協議会は、町が実施する地域コミュニティの推進に係る施策に関し、町と共働して実施するよう努めるものとする。

3 小学校区コミュニティ運営協議会は、地域コミュニティの活性化のため、その活動において区域内の自治会その他の団体を参画させるよう努めるものとする。(計画の策定)

第 8 条 町は、地域コミュニティに関する総合的かつ計画的な推進を図るため、次に掲げる事項を記載した基本的な計画(以下「推進計画」という。)を定めなければならない。

- (1) 地域コミュニティの推進に関する基本方針
- (2) 地域コミュニティの推進に関する取組
- (3) その他地域コミュニティの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 町は、推進計画を定め、又は変更したときは、速やかに、公表しなければならない。

(基本的な施策)

第 9 条 町は、町民が主体的かつ積極的に地域コミュニティの推進に参画するため、広く啓発に努めるとともに、自治会及び小学校区コミュニティ運営協議会が地域コミュニティの活性化のために実施する事業について必要な支援を行わなければならない。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。